

# 所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、入所者が肺炎や尿路感染症など所定の疾患を発症した場合における施設での医療に対し、以下の要件を満たした場合に評価されることになっています。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況をご報告いたします。

## 【所定疾患施設療養費(Ⅰ)算定要件】

1. 下記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものである。
4. 診断名、診断に至った根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。  
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
5. 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

## 【対象疾患と主な治療内容】

肺炎	血液検査、血中濃度の測定、抗生剤の内服・点滴、水分補給、喀痰吸引など
尿路感染症	尿検査、血液検査、血中濃度の測定、抗生剤の内服・点滴、水分補給など
带状疱疹	抗ウイルス剤点滴、軟膏塗布、消炎鎮痛剤等の外用・内服薬など
蜂窩織炎	抗菌薬の内服、点滴などの薬物療法
慢性心不全の増悪	血液検査、尿検査、血中濃度の測定、注射、酸素投与など

## 【令和7年度 所定疾患療養費 算定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）】

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0